

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 第17条 条例別表第2の4の項の規則で定めるものは、 <u>岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）第3条の申請の受理に関する事務とする。</u> | 第17条 条例別表第2の4の項の規則で定めるものは、 <u>岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第2条第1項ただし書の申請書その他の書類の受理（同規則第32条第12項及び第13項において準用する同規則第30条の返納及び届出の受理を除く。）</u> に関する事務とする。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。